

適格分割等に係る分割法人等の調整後の課税済留保金額及び控除対象外国法人税額等の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・ ・	法人名	()
--------------	--------	-----	-----

特定外国子会社等の名称		適格分割等の別：適格分割型分割・適格分社型分割・適格現物出資・適格事後設立					
本店又は主たる事務所	国名又は地域名	適格分割等の日： ・ ・					
	所在地	分割承継法人等の名称：					
当該法人の事業年度又は連結事業年度	当該法人の課税済留保金額又は個別課税済留保金額 (前期の別表十七(二)「40」)	当該法人の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 (前期の別表十七(二)「41」)	特定外国子会社等に係る請求権勘案保有株式等の移転割合	(1)のうちないものとされる金額 $(1) \times (3)$	(2)のうちないものとされる金額 $(2) \times \frac{(4)}{(1)}$	調整後の当該法人の課税済留保金額又は個別課税済留保金額 $(1) - (4)$	調整後の当該法人の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額 $(2) - (5)$
	1	2	3	4	5	6	7
：	：		%				
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
：	：						
合計							

別表十七(二)の二付表二 平二十二・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

別表十七（二の二）付表二の記載の仕方

1 この明細書は、内国法人が平成21年改正前の措置法（以下「平成21年旧措置法」といいます。）第66条の8第4項《適格分割等を行った場合でないものとされる課税済留保金額等》の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成21年旧措置法第68条の92第4項《適格分割等を行った場合でないものとされる個別課税済留保金額等》の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「特定外国子会社等に係る請求権勘案保有株式等の移転割合3」は、平成21年改正前の措置法令（以下「平成21年旧措置法令」といいます。）第39条の19第7項各号若しくは第8項各号《課税済留保金額とみなされ

る金額》に規定する割合又は平成21年旧措置法令第39条の119第7項各号若しくは第8項各号《個別課税済留保金額とみなされる金額》に規定する割合を記載します。この場合において、その割合の計算に関する明細を別紙に記載して添付してください。

3 内国法人が平成21年旧措置法第66条の9の8第3項《特定外国法人に係る課税済留保金額の損金算入》において準用する平成21年旧措置法第66条の8第4項の規定の適用を受ける場合又は連結法人が平成21年旧措置法第68条の93の8第3項《特定外国法人に係る個別課税済留保金額の損金算入》において準用する平成21年旧措置法第68条の92第4項の規定の適用を受ける場合には、この明細書に所要の調整をして記載してください。